

食品安全委員会（第142回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成18年5月11日（木） 13:30～
大会議室

2. 出席委員（7名）

寺田雅昭	（委員長）
寺尾允男	（委員長代理）
小泉直子	
坂本元子	
中村靖彦	
本間清一	
見上彪	

3. 議 事

- （1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
 - ・食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき（食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の試験方法に規定される「石綿付金網」及び「石綿網」、並びに食品、添加物等の試薬・試液等に規定される「石綿」について他のものを用いる形に改正すること）について検討
 - ・食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき（食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められたクロラムフェニコール試験法において、養蜂産物を試験に供する場合の抽出・精製法を追加すること）について検討
- （2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について
 - ・農薬 シアゾファミドに係る食品健康影響評価について
 - ・特定保健用食品 「オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン」、「イソフラボンみそ」、「大豆イソフラボン40」に係る食品健康影響評価及びその別添として取りまとめられた「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方」について
- （3）動物用医薬品専門調査会における審議状況について
 - ・d-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジン）に関する意見・情報の募集について
- （4）ポジティブリスト制度に係る暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施方針について
- （5）食品安全委員会の4月の運営について（報告）

(6)「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(4月分)について

(7) その他

4. 配付資料

(1-1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての照会(石綿に関する件)

(1-2) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての照会(クロラムフェニコールに関する件)

(2-1) シアゾファミドに係る食品健康影響評価に関する審議結果について

(2-2) 特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

(4-1) 暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順(案)

(4-2) ポジティブリスト制度の導入に係る食品安全委員会の審議体制(案)

(4-3) ポジティブリスト制度に係る暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施方針について

(5) 食品安全委員会の4月の運営について(報告)

(6)「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(4月分)について